

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月25日
一般社団法人 日本タンナーズ協会

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度・日本産革PR用革製品（革製持ち手カバー）の製作請負業務
- (2) 履行期間 入札説明書のとおり
- (3) 履行場所 入札説明書のとおり
- (4) 入札方法 入札書には当該物品製造に係る消費税及び地方消費税を込んだ1個あたりの単価及び総価を記載すること。

2. 入札参加資格

- (1) 日本国内に拠点を有している個社。※団体・組合での参加は除く。
- (2) 過去に同種または類似の業務実績を有していること。
- (3) 製作請負業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (4) 製作請負業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 個人情報適切に扱えるセキュリティ管理体制が確立されていること。
- (6) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託や外注（製作業務の一部を第三者に委託・外注することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないこと。
- (7) 事業費総額に対する外注費の割合が50%を超えていないか。超える場合は、「外注比率が50%を超える理由書」を作成し提出すること。
- (8) 全ての支出に係る領収書などの証拠書類等を最終事業年度の翌年度4月1日から起算して、5年間保管するとともに当協会からの求めに応じて当該エビデンスの提出を承知すること。
- (9) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
(https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf)
- (10) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- (11) 当該事業は国の補助金により造成された基金で行う事業であることから、契約や再委託外注等の金額が公表対象になります。

3. 入札者に求められる義務等

- (1) 製品の素材となる皮革は、日本のタンナーが生産した天然皮革を100%使用すること。
- (2) 日本国内の製品メーカーの手によって製作した製品であること。
- (3) 1個あたり本体価格200円以内（消費税込み）で納入可能であること。※製作に係る費用（刻印製作費等）を含む
- (4) 提出書類及び製品見本を期限までに提出すること。
- (5) 提出書類及び製品見本を当協会担当委員会（以下、「担当委員会」という。）において審査を行い、入札説明書において求める仕様を満たした製品見本を提出した者（以下「審査に合格した者」という。）のみの入札書を有効とし、仕様を満たしていない製品見本を提出した者（以下「審査に合格しなかった者」という。）の入札書は無効とする。無効の入札書は担当委員会にて廃棄します。

※審査の内容についてのお問い合わせには応じかねます。

3. 入札説明会

実施しない。

4. 提出物及び提出期限、提出場所

提出物：入札書（様式1）、企業概要書（様式2）、経費内訳（別紙）、該当する場合は別添1及び製品見本

提出期限：令和4年11月17日（木）12：00必着

場所：〒670-0964 兵庫県姫路市豊沢町129番地 あさひビル3階

一般社団法人 日本タンナーズ協会 池口宛

TEL：079-282-6701

※「令和4年度・日本産革PR用革製品（革製持ち手カバー）」と明記し郵送または宅配便にて提出。

5. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 落札者の決定方法

審査に合格した者であって、1個当たり本体価格200円以内（消費税込み）の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 調査基準価格及び低入札価格調査制度

予定価格に100分の6を乗じて得た額を調査基準価格とし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の資料提出及び担当委員会が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」）に協力しなければならない。低入札価格調査は、入札価格の積算内訳及び履行体制等について実施する。

(5) 問い合わせ先

一般社団法人日本タンナーズ協会

〒670-0964 兵庫県姫路市豊沢町129 あさひビル3階

Tel : 079-282-6701 Fax : 079-282-6703

担当：池口 <tcj@jibasan.or.jp>

※お問い合わせは、日本語で、e-mailによりお願いします。

※お問い合わせの際は、件名を必ず「令和4年度・日本産革PR用革製品（革製持ち手カバ）の製作請負業務について」としてください。他の件名では、お問い合わせに回答できない場合があります。

※なお、電話による問い合わせは、お受けできません。